

## 令和8年度組織編制見直しについて

### 1 【福祉部】 社会福祉課の体制見直し(課の分割)

事務量の増大に対応するため、主に生活保護制度の運用に関する業務を所管する課【生活支援課】と、地域福祉業務と管理業務を所管する課【社会福祉課】に再編した2課体制とする。

生活支援課—生活保護制度の運用に関する業務

社会福祉課—地域福祉(民生委員・児童委員、日赤佐倉市地区、更生保護等)、社会福祉法人指導監査等に関する業務

### 2 【市民部】 国民年金事務の移管及び健康保険課の改称

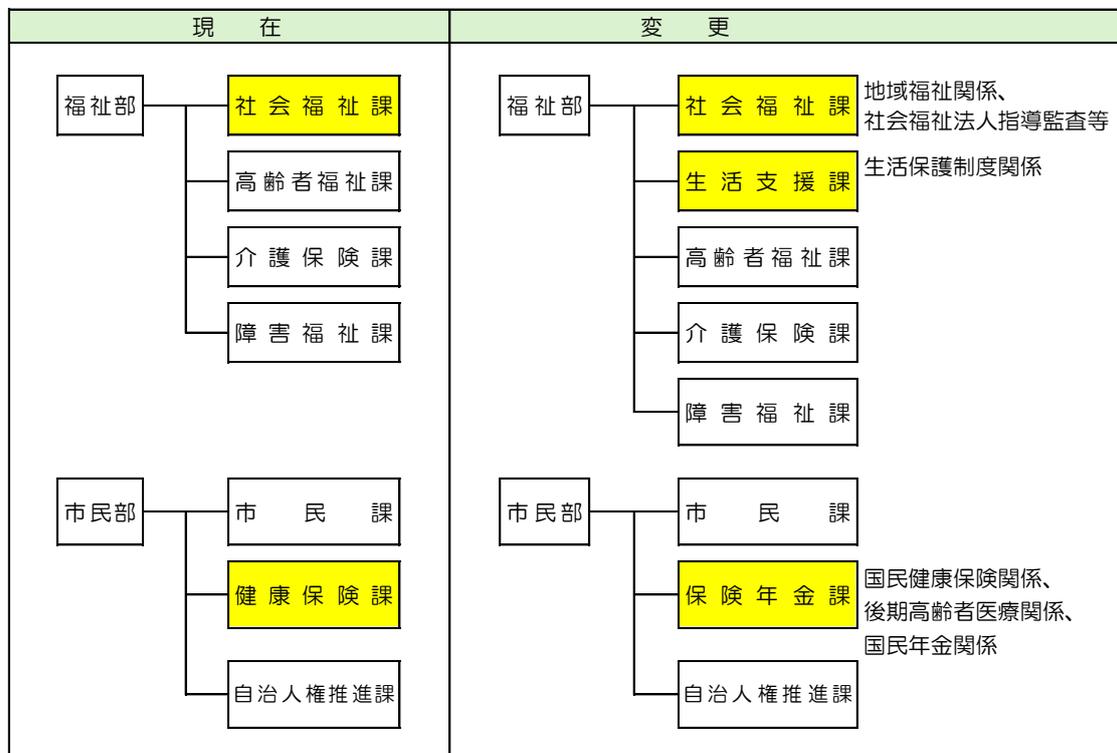
市民課の国民年金事務について、業務の関連性の観点から健康保険課に移管し、健康保険課を【保険年金課】に改称する。

### 3 【市民部・福祉部・健康推進部】 保健事業・介護予防事業の執行体制等の見直し

市民の健康づくりに係る施策の効率化及び体制強化を図るため、下記の見直しを行う。

- (1) 健康保険課の保健事業関係の予算事業について、健康推進課への移管及び職員の配置換えを行う。
- (2) 高齢者福祉課の介護予防事業関係について、健康推進課と高齢者福祉課で専門職を相互に兼務し、専門職の相互活用など連携を図りながら、主催の健康教育や出前健康教育などを実施する。

### 4 行政組織図(抜粋)



問合せ：行政管理課 事務管理班 (直) 043-484-6288